解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

札幌市中央区南一一条西一丁目五―一六

カサ・ウィスタリア

社団法人北海道医療福祉施設指導センター

清算人　近正　俊幸

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地

財団法人遊佐町観光開発公社

代表清算人　堀田　堅志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日に存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

群馬県前橋市千代田町一丁目一番二二号

財団法人北曲輪会館

代表清算人　岩崎　宏行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

千葉県八千代市萱田町五九六番地の五

財団法人八千代市開発協会

清算人　竹之内正一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号

日建・レンタコムグループ厚生年金基金

清算人　関山　正勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

大阪府高槻市桜ケ丘南町七番二三号

財団法人桜ケ丘公民館

代表清算人　馬場　雅貴

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日総務大臣及び国土交通大臣の認可により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

広島市中区国泰寺町一丁目四番一五号

広島市土地開発公社

代表清算人　堀内　雅晴

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

広島県府中市中須町一三三番地の五

社団法人芦品府中教育会館

代表清算人　四茂野宏道

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

香川県小豆郡土庄町大部甲五二三番地

職業訓練法人小豆島洋裁職業訓練協会

清算人　米倉　勝久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

高知県高知市愛宕町一丁目一〇番八号

財団法人土佐婦人会

清算人　濱川　總子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

福岡市中央区渡辺通五丁目二番二五号

社団法人福岡県動物福祉協会

清算人　吉原　太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

青森市長島二丁目一〇番四号

社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会

清算人　工藤　剣治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号

財団法人栃木県知的障害者育成会

清算人　谷田貝好冏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

神奈川県川崎市川崎区渡田新町三丁目二番地八号

社団法人神奈川県労働教育福祉センター

代表清算人　岡元　茂樹

解散公告（第二回）

当法人は、総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

神奈川県横須賀市長井二丁目二番三号

社団法人長井婦人会

代表清算人　宮田　丈乃

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

静岡市駿河区南町一四番二五号

財団法人静岡県市町村福祉協会

代表清算人　石原　茂雄

第７期決算公告　平成25年４月16日

東京都渋谷区神宮前六丁目10番９号
原宿董友ビル４階

MNG JAPAN株式会社

代表取締役
イサック・アンディク・エルマイ

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	181
	固定資産	452
	合計	633
負債及び純資産の部	流動負債	454
	負債の部合計	454
	株主資本	179
	資本金	460
	利益剰余金	△ 281
	（その他利益剰余金）	（△ 281）
	純資産の部合計	179
	合計	633

(注)　当期純損失　19百万円